

平成20事業年度

公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成21年9月

滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、評価委員会は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

（１）評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。

（２）評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

（１）評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。

（２）評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。

① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。

② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の５つの項目ごとに、評価を行う。

- ・大学の教育研究等の質の向上
- ・業務運営の改善および効率化
- ・財務内容の改善
- ・自己点検・評価および当該状況に係る情報提供
- ・その他業務運営に関する重要目標

なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）

2 全体評価

1 評価結果

滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）では、「環境と人間」をキーワードとした教育研究の推進、高等教育の多様化に対応した優れた人材を養成する機能の拡充、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の強化を基本的な目標に大学運営を行っている。

法人化3年目となった平成20年度は、理事長のリーダーシップの下、これまで課題とされてきた事項に積極的に取り組むとともに、教育・研究・社会貢献の強化のための体制整備を行った年と位置づけられる。

前年度に取組の遅れを指摘した学生支援センターについては、「学生支援室」を設置し、学生指導や就職支援などの面で着実な取組が見られる。さらには、「近江楽座」の取組を生かした人間学「地元学入門」の開講や、脱温暖化・環境共生社会の構築に総合的に取り組んでいくための「環境共生システム研究センター」の設立など、県立大学の特色に磨きをかけている。

また、競争的資金獲得のための様々な支援を展開されたこと、広報活動の充実を図られたことは、積極的に評価したい。

一方で、共同研究のための外国人研究者の受け入れが進んでおらず、海外の大学との学術交流を積極的に推進するため、なお一層の体制整備が求められる。

以上、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、学生と県民の期待に応え、そして全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して事業に取り組んだ結果、年度計画171項目中166項目（97.1%）において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「概ね計画どおり」と判断される。

法人化後これまでの3年間は、各事業年度においては、概ね計画どおり進んでいるが、留学生を含めた学生への支援や単位互換制度については中期計画に遅れが見られた。しかし、既にその対策をとられるなど、前年度の課題を次年度の計画へと確実に反映させ、重点を明確にした取組がなされており、中期計画の進行状況についても、着実に達成に向けて取り組まれていると判断できる。

中期目標・中期計画期間の折り返し地点を過ぎたが、大学を取り巻く環境はますます厳しい状況となることが見込まれることから、時代の趨勢を見極め、地域からの要請に柔軟に対応し、残りの3年間、中期目標・中期計画の達成に向けて、理事長以下、役員・教職員が一丸となって取り組むことを望む。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項あり
I 大学の教育研究 等の質の向上	S	A	B	C	D
II 業務運営の改善 および効率化	S	A	B	C	D
III 財務内容の改善	S	A	B	C	D
IV 自己点検・評価 および情報提供	S	A	B	C	D
V その他業務運営 に関する重要目標	S	A	B	C	D

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
 - A：「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはIII）
 - B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
 - C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）
 - D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）
- ※上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

2 特筆すべき事項および課題となる事項

▽特筆すべき事項

・全学共通科目である人間学の中に、これまでの「近江楽座」の取組を生かした人間学「地元学入門」を開講し、「近江環人地域再生学座」までの学内での地域学習に関する体系的なプログラムを整備された。また、近江環人地域再生学座の修了生で構成する「環人会」が中心となり地域で活動を行っていることは、県立大学の事業の成果として評価できる。

・任期制教員を任用し、外部資金獲得のための支援や、共同研究に係る渉外活動、特定の研究への従事など、戦略的な教員採用を行っている。これにより、外部資金の申請件数や共同研究数が増加し、研究の活性化が図られた。

・学習相談、生活・健康相談、進路相談など、学生に対してきめ細かな支援を行うための学生支援センターを設置し、さらには「学生の立場」を視点に運営できるよう学生支援室を整備したことにより、タイムリーな情報提供や柔軟な相談対応が可能となった。

▼課題となる事項

・学生の自学自習をより一層支援するため、WEB版シラバスを活用されているが、その掲載科目数および内容は十分なものとはなっていない。しかし、すでに導入している大学の事例を学び、改善に向けた取組を始められており、その成果を期待したい。

・同窓会組織と連携した就職活動への支援については、これまで実施されていなかった。滋賀県立大学となつてからは15年であるが、県立短期大学時代の同窓会組織と統合され、卒業生も各界で活躍されていることから、今後の協力を期待したい。

・大学において生まれる知的財産については、県立大学の「知的財産ポリシー」に基づき組織として積極的に創造・保護・管理・活用するとされているが、まずは学術研究の成果を蓄積し、幅広く活用してもらい社会貢献の視点を持ち、個々の状況に応じて、可能なものは権利化、事業化に努めることが必要である。

・単位互換制度については、環びわ湖大学コンソーシアムの枠組みが地理的

な問題もあり成果が上がっていないことから、今後は彦根市内の3大学間での取組を発展されることが望まれる。

- ・学生の国際的な感覚を養うため、TOEIC 受験を契機に意識付けをされているが、英語力の向上という結果に結びついておらず、今後は、英語教育のみならず国際化に向けた教育について、より一層の工夫が求められる。

3 その他

中期計画では「決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。」とされているが、目的積立金の使途予定については、可能な限り具体的に定めておくことが望ましい。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質の向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目122項目中117項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「III年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	18	100	4	—	122
	割合%	14.7	82.0	3.3	—	100.0
評価委員会評価	項目数	16	101	5	—	122
	割合%	13.1	82.8	4.1	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

しかし、本項目は、年度計画数も122と多く、内容も幅広いことから、県立大学の特徴的な状況を把握するため、年度計画の進捗状況を「1教育に関する目標」、「2研究に関する目標」および「3社会との連携、国際交流等に関する目標」の3つの目標ごとに分類集計する。

1 教育に関する目標

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	10	59	2	—	71
	割合%	14.1	83.1	2.8	—	100.0
評価委員会評価	項目数	7	61	3	—	71
	割合%	9.9	85.9	4.2	—	100.0

◇平成20年度の実績のうち、評価できる項目または課題となる項目のうち主なものを記載する。(以下同じ。)

▽評価できる項目

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- (22) 学士課程の卒業研究発表については、日程を事前に公表し、公開発表会とされており、デザイン系の学科では学外でも卒業作品制作展を開催するなど、優れた取組が見られる。

授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

- (30) 人間学科目として「地元学入門」を開設したことにより、入学時から大学院課程までの体系的な地域学習に関するプログラムが整備された。

教育環境の整備に関する具体的方策

- (45) 学内情報ネットワークシステムの更新に際しては、価格と技術を総合的に評価する入札方式を用い、技術動向を勘案したものとされた。また、全学の教員や学生が利用できる GIS ソフトが導入された。

授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策

- (50) 授業方法改善のための研修会開催にとどまらず、具体改善策として教育補助員制度を試行的に導入されたことは、高く評価できる。

就職支援に関する具体的方策

- (65) 県外でのインターンシップ協力企業拡大に努めた結果、受入企業・団体が大幅に増加し、また参加学生も倍増している。さらには、平成21年度からは正規科目として実施されることとなり、優れた活動と認められる。

社会人学生・留学生等に対する配慮

- (70) 海外派遣プログラムの多様化について、海外だけでなく国内における異文化理解クラス新設の観点から検討を進められ、これまでの JCMU（ミシガン州立大学連合日本センター）との連携を活用し交流を深めたことは、学生にとって非常に有益である。

- (72) 留学生への住居支援策として、大学宿舍の整備とともに、民間宿舍入居時の連帯保証のための方策がとられたことは、評価できる。

▼課題となる項目

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- (12) 生涯学習への取組について、検討は進められているものの、指針を策定す

るまでには至っていない。

授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

- (28) WEB 版シラバスによる自習用情報などの、より詳細な講義情報の提供にまでは至っていない。

就職支援に関する具体的方策

- (64) 同窓会組織と連携した就職支援活動が実施されていない。

2 研究に関する目標

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	2	28	2	—	32
	割合%	6.25	87.5	6.25	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	27	2	—	32
	割合%	9.38	84.37	6.25	—	100.0

▽評価できる項目

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- (97) 特任教授2人を任用し、競争的資金獲得のための申請書作成を支援したことにより、申請件数が増加しており、その成果が見られる。

研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- (103) 6月に開設された環境共生システム研究センターにおいて、単発的・部分的ではなく、大学として学部を超えた枠組みでプロジェクト研究への取組を開始したことは、特筆すべきである。

県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

- (105) 平成20年度には「地域イノベーション創出研究事業」が採択され、企業とともに初殻を有効利用した自動車部材の開発に取り組んだことは評価できる。また、湖北地域（長浜市、木之本町）では、県の施策と連携し、「都市と地域の交流居住事業」に取り組むなど、地域との連携にも成果が見られる。

▼課題となる項目

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

(93)海外の高等教育機関との共同研究は進められているものの、外国人客員研究員を受け入れられていない。(再掲、108)

知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

(101)知的財産所有に寄与が大きい教員への支援、優遇措置の方策が導入までに至っていない。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	6	13	—	—	19
	割合%	31.6	68.4	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	6	13	—	—	19
	割合%	31.6	68.4	—	—	100.0

▽評価できる項目

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

(111)近江環人地域再生学座の修了生で構成する「環人会」が中心となり、継続した活動を実施していることは、地域リーダーの育成に努めた成果と認められる。

(114)湖北地域での町家再生や都市部住民への情報発信などの取組は、近江楽座のプロジェクトとして学生への教育の視点も取り入れて実施されており、地域づくり教育研究センター設置の成果と認められる。

産学官連携の推進に関する具体的方策

(116)平成20年度においても近畿経済産業局に新たな事業が採択され、県や民間企業との共同研究を通じて大学の研究成果や技術の移転が進められている。

(117)地域産学連携センター専任教員の渉外・広報活動により、県内企業や関連機関との共同研究数は昨年度を上回っている。

諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

(124)留学生の宿舍対策にとどまらず、大学の留学生交流支援とあわせて、幅広い取組が可能となるよう、留学生支援会を設立した。

(126)韓国国民大学校やモンゴル国立大学との交流が進められ、さらには、アウグスブルク大学やレイクスペリオル州立大学との研究交流が実施されており、大学全体の学術交流を推進されている。

II 業務運営の改善および効率化

本項目については、年度計画記載の項目17項目すべてが「IV年度計画を上回って実施している」、「III年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	1	16	—	—	17
	割合%	5.9	94.1	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	2	15	—	—	17
	割合%	11.8	88.2	—	—	100.0

▽評価できる項目

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

(130)企画広報部門の増員により、ホームページへのタイムリーな情報提供に努め、また、過去の入試問題では実技試験の参考解答を掲載するなど、学内だけでなく受験生の利便性の向上が図られている。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

(140)任期制教員を5人任用した結果、共同研究の推進や外部資金獲得のための申請数増加、プロジェクト研究体制の強化などが図れている。

Ⅲ 財務内容の改善

本項目については、年度計画記載の項目20項目すべてが「Ⅳ年度計画を上回って実施している」、「Ⅲ年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A計画どおり進んでいる」と判断される。

		Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	合計
法人の自己評価	項目数	3	17	—	—	20
	割合%	15.0	85.0	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	2	18	—	—	20
	割合%	10.0	90.0	—	—	100.0

▽評価できる項目

外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

(155) 特任教授2人を任用し、競争的資金獲得のための支援を実施したことにより、申請件数が増加しており、その成果が見られる。(再掲、159)

業務委託費を抑制するための措置

(167) 電子システム工学科棟の整備に際し、教員と学生からなるプロジェクトチームが設計を手がけ、大幅な委託費の削減につながっている。

Ⅳ 自己点検・評価および当該状況に係る情報提供

本項目については、年度計画記載の項目6項目すべてが「Ⅳ年度計画を上回って実施している」、「Ⅲ年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A計画どおり進んでいる」と判断される。

		Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	合計
法人の自己評価	項目数	—	6	—	—	6
	割合%	—	100.0	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	5	—	—	6
	割合%	16.7	83.3	—	—	100.0

▽評価できる項目

(175) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

・ 広報部門だけではなく学生も含めた広報活動の強化に努めた結果、年間新聞掲載実績が3年前と比べて倍増するなど、県立大学が取り組んできた成果を、広く県民に伝えられている。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標

本項目については、年度計画記載の項目6項目すべてが「Ⅳ年度計画を上回って実施している」、「Ⅲ年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A計画どおり進んでいる」と判断される。

		Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	合計
法人の自己評価	項目数	1	5	—	—	6
	割合%	16.7	83.3	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	5	—	—	6
	割合%	16.7	83.3	—	—	100.0

▽評価できる項目

(177) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

・ 大学と学生とが協力し実践してきたエコキャンパスの構築に対する取組が、省エネコンテストにおいて大賞である「経済産業大臣賞」を受賞したことは、特筆すべきである。